

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年五月八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ高屋

所在地 岡山市高屋字横田三〇八一一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大和リース株式会社

住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一一三六

代表者の氏名 代表取締役 梶本 六夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) フレスポ高屋店

(変更後) フレスポ高屋

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 大和工商リース株式会社

(変更後) 大和リース株式会社

4 変更年月日

平成十九年四月一日

二 届出年月日

平成十九年四月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年五月八日から平成十九年九月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課